

旧	新
<p>（物件上にある建物の解体）</p> <p>第12条 乙は、本件土地の引渡し後から12箇月以内に、乙の負担により、本件土地に存する建物（以下「既存建物」という。）を解体しなければならない。このとき、本件土地の定着物、既存建物の付属物その他一切の残置物について、甲は、所有権を主張せず、乙の負担により、乙がこれを処分することに異議を申し立てないものとする。</p> <p>2 乙は、天災その他その責に帰することができない理由により前項の期限内に解体を完了する見込みがないときは、甲に対してその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。</p>	<p>（売買物件上にある建物の解体）</p> <p>第12条 乙は、<u>売買物件</u>の引渡し後から12箇月以内に、乙の負担により、<u>売買物件上</u>に存する建物（以下「既存建物」という。）を解体しなければならない。この<u>場合において、売買物件上</u>の定着物、既存建物の付属物その他一切の残置物について、甲は、所有権を主張せず、乙の負担により、乙がこれらを処分することに異議を申し立てない。</p> <p>2 乙は、天災その他その責に帰することができない理由により前項の期限内に<u>既存建物の</u>解体を完了する見込みがないときは、甲に対してその理由を明らかにした<u>文書を提出し、期限</u>の延長を求めることができる。</p> <p><u>3 乙は、売買物件の引渡し後、既存建物の管理者が乙である旨及び乙の連絡先を売買物件上の公衆に見やすい場所に文書で掲示しなければならない。</u></p> <p><u>4 既存建物の解体は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる解体工事について、同法第3条第1項の規定による許可を受けた者が行わなければならない。この場合において、乙は、当該許可を受けた者に委託して行わせることができる。</u></p> <p><u>5 乙は、既存建物の解体の着手前に、その施工業者、施工内容及び施工期間を文書により甲に報告を行い、甲の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 乙は、前項の承認を受けたときは、速やかに同項の報告の内容を売買物件上の公衆に見やすい場所に文書で掲示しなければならない。</u></p> <p><u>7 乙は、売買物件に隣接する土地の所有者又は管理者から、家屋調査（建物の解体に際し、隣接する家屋に対して当該解体による損傷の有無を確認する調査をいう。）の求めがあったときは、当該調査について専門性を有す</u></p>

市有財産売買契約書（案） 4号物件の場合（新旧対照表）

（変更箇所は傍線箇所）
更新日：令和2年12月25日（金）

旧	新
<p>3 乙は、既存建物の解体を完了したときは、速やかに甲に報告し、甲が指定する職員による確認を受けなければならない。</p> <p>4 既存建物の解体が完了した後、甲は、乙の協力を得て、既存建物の滅失登記を行うものとする。</p>	<p><u>る者に、既存建物の解体の着手前及びその完了後に当該調査を行わせなければならない。</u></p> <p>8 乙は、既存建物の解体の際は、十分に安全を確保するとともに、<u>近隣の迷惑とならないよう騒音対策、振動対策、粉じん対策及びアスベスト粉じん飛散防止の対策を講じなければならない。その工事を中断するときも、同様とする。</u></p> <p>9 乙は、既存建物の解体について、<u>近隣から苦情があったときは、誠意をもって対応しなければならない。</u></p> <p>10 乙は、既存建物の解体の際に、<u>第三者に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を賠償するとともに、その旨を甲に報告しなければならない。</u></p> <p>11 乙は、既存建物の解体を完了したときは、速やかに甲に報告し、甲が指定する職員による確認を受けなければならない。</p> <p>12 既存建物の解体が完了した後、甲は、乙の協力を得て、既存建物の滅失登記を行うものとする。</p>